



緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし



第2次 沼津市緑の基本計画 概要版

令和3年度—令和12年度



沼津市緑の基本計画の趣旨

第2次沼津市緑の基本計画（以下「本計画」という。）は、都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

本計画における「緑」とは、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間も意味しています。本計画では、個人庭園の草花や街路樹ばかりではなく、都市公園、広場、農地、樹林地、海岸、河川等の緑を広く対象として、その将来像、基本方針やそれらを実現するための施策等について定めています。

本計画における計画期間は、10年間を計画期間とし、2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）とします。

改定の視点・緑の将来像と基本方針

改定の視点

前回計画は、都市環境整備の推進を前提とし、緑の「量」を増やすことを主な目的とした計画でしたが、本計画においては、必要性の高い緑の整備は引き続き推進するとともに、既存の都市公園や街路樹等の適切な維持管理や利活用により、「質」の高い緑を創出し、魅力的な「沼津の暮らし」を創出することを目指します。

緑の将来像と基本方針

「第5次沼津市総合計画」、「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において示されている本市の将来像を実現するために、本計画の改定の視点である「緑の「量」から「質」へ～緑の「質」を高め、魅力あふれる市民の「暮らし」を創出する～」を踏まえ、本計画における緑の将来像を「緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし」と設定します。

「緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし」の実現に向けた基本方針を「まもる緑」、「つくる緑」、「つかう緑」、「育てる緑」として設定します。

改定の視点

緑の「量」から「質」へ

～緑の「質」を高め、魅力あふれる市民の「暮らし」を創出する～

改定の視点を踏まえた緑の将来像・基本方針の設定

緑の将来像と基本方針

緑の将来像：緑とともに 魅力あふれる沼津の暮らし

基本方針 1	まもる緑 ～豊かな自然環境の保全と活用～	基本方針 2	つくる緑 ～社会情勢を踏まえた緑地空間の整備～
基本方針 3	つかう緑 ～多様な主体による緑地空間の利活用～	基本方針 4	育てる緑 ～協働による良好な緑地空間の維持管理～

本市の将来像・SDGs（持続可能な開発目標）・地域課題の解決の実現への貢献

【第5次沼津市総合計画将来像】

人・まち・自然が調和し、躍動するまち
～誇り高い沼津を目指して～

【沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン将来のまちの姿】

都市的魅力と自分らしい生活を楽しめる
「ぬまづ暮らし」の実現

【グリーンインフラの活用】

本市の緑に関する取組を推進し、まちづくり分野や防災分野等における地域課題の解決に繋げる

【関連するSDGs（持続可能な開発目標）】

3 すべての人に健康と福祉を／6 安全な水とトイレを世界中に／9 産業の技術革新の基盤をつくろう／11 住み続けられるまちづくりを／12 つくる責任つかう責任／13 気候変動に具体的な対策を／14 海の豊かさを守ろう／15 陸の豊かさを守ろう／17 パートナリーシップで目標を達成しよう



【基本方針1】 まもる緑 ～豊かな自然環境の保全と活用～

(1) 本市を特徴づける緑の保全と活用

都市における風致を維持するため指定された風致地区や、園内の一部が名勝に指定された「沼津御用邸記念公園」をはじめとした史跡・名勝・天然記念物等の本市を特徴づける緑を保全するとともに、理解を深める活用を図ります。

また、緑地協定により緑豊かな住環境が形成されている住宅地等の市民生活における身近な緑を保全します。



本市を特徴づける
緑を保全
(沼津御用邸記念公園)

(2) 都市の輪郭となる緑の保全

富士箱根伊豆国立公園をはじめとした山麓部や沿岸部の豊かな自然環境は、本市の都市の輪郭となる緑であり、市街地における環境負荷低減、貴重な動植物の生息地として生物多様性保護等の視点を持ち保全します。

都市化の進展に伴う市街地内の緑地の減少は、都市の潤いや居住環境の悪化を招いています。そのため、市街地に近接して立地する農地・森林や、市街地を流れる狩野川をはじめとした河川等の緑地空間を保全します。



豊かな自然環境の保全
(タカアシガニの放流)



河川空間の活用
(狩野川のこいのぼりフェスティバル)

【基本方針2】 つくる緑 ～社会情勢を踏まえた緑地空間の整備～

(1) 都市公園等の充実・見直し

本市の市民一人あたりの都市公園開設面積は、全国及び県の平均値を下回っており、継続した整備が求められます。しかしながら、人口減少・高齢化が進展する中で、整備費用に関する財政的な制限や維持管理の負担の増大等が懸念されることから、各地域の将来人口に対する必要量や市民ニーズ等を勘案し、必要となる公園機能の充実や見直しに取り組みます。



魅力的な公園空間の維持・創出
(門池公園)

(2) 各種主体との連携による緑地空間の整備

都市の中に潤いのある良好なまちなみを創出するため、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」等のまちづくりに関する関係計画の考え方を取り入れるとともに、「沼津駅周辺総合整備事業」をはじめとした様々な都市基盤整備事業と連携した緑地の整備を推進します。

また、都市公園等の整備・維持管理に民間事業者等の参入を促進すること、地域コミュニティや様々な活動団体との連携により、空き地等の低未利用地を活用することで、市民・民間事業者等との協働による緑地空間の創出を図ります。



沼津駅北口

【基本方針3】 つかう緑～多様な主体による緑地空間の利活用～

(1) 利活用しやすい仕組みづくり

本市では、「中央公園」におけるイベント開催をはじめとして、様々な主体による都市公園の利活用が進められており、それらの活動をさらに促進するために、簡易な利用申請方法の確立や相談窓口の機能強化等により、誰もが主体となり公園を利活用することができる環境づくりを進めます。また、それらの活動を支援するための情報や活動内容をPRするための取組も推進します。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、屋外空間で「密」を避けることのできる緑地空間の利活用は需要の高まりを見せています。今後は、ソーシャルディスタンスをはじめとした衛生面に十分配慮した緑地空間の利活用方法についても、市民・行政の協働により推進します。

(2) 民間事業者等の取組支援

本市では、「愛鷹運動公園」の宿泊施設やマウンテンバイクパークなど、民間事業者等による都市公園の利活用が進められており、このような活動の更なる拡大を図るため、「沼津市民間活力を生かした公園アクションプラン」に基づき、民間事業者が参入しやすい環境づくりを進めます。



(3) 多様な主体との連携

市内の緑地空間は、本市の各種事業（まちづくり、防災、スポーツ、子育て、健康づくり等）や民間事業者によるイベント等、様々な活動の場となっています。今後も積極的な利活用を図ることにより、本市全体の活性化につなげます。



民間事業者等による施設整備・運営
(愛鷹運動公園)

【基本方針4】 育てる緑～協働による良好な緑地空間の維持管理～

(1) 公有地の緑化

河川・水路をはじめとした緑地空間や点在する地域資源の活用により「水と緑のネットワーク」を形成し、市内の回遊性を高めます。

また、街路樹の適正な維持管理や公共施設の緑化推進により、良好な都市環境の創出を図ります。



水と緑のネットワークの形成

(2) 民有地の緑化

都市計画やまちづくりにおける適切な手法・制度を適用し、市民・民間事業者等との協働により、住居系・商業業務系・工業系における緑化を促進します。

(3) 緑化推進の仕組みづくり

市民・民間事業者等との協働による取組を円滑に進めるため、緑化推進の仕組みづくりを進めます。

(4) 緑化活動の推進

積極的な緑化活動を促進するために、人材育成やイベント・キャンペーンの実施等に取り組みます。



将来像を実現するための施策

基本方針1 まもる緑 ～豊かな自然環境の保全と活用～	
(1) 本市を特徴づける緑の保全と活用	① 史跡・名勝・天然記念物等の保全と活用 ② 風致地区の維持 ③ 緑地協定の締結
(2) 都市の輪郭となる緑の保全	① 国立公園等の保全 ② 保安林の保全 ③ 景観に配慮した緑地の保全 ④ 市街化調整区域における緑地の保全 ⑤ その他緑地の保全
基本方針2 つくる緑 ～社会情勢を踏まえた緑地空間の整備～	
(1) 都市公園等の充実・見直し	① 都市公園・都市計画公園の整備 ② 都市公園に準じる公園緑地の整備
(2) 各種主体との連携による緑地空間の整備	① 各種事業と関連した緑地空間の整備 ② 民間活力の導入 ③ 空き地等の低未利用地の活用 ④ ユニバーサルデザインの推進
基本方針3 つかう緑 ～多様な主体による緑地空間の利活用～	
(1) 利活用しやすい仕組みづくり	① 都市公園における簡易な利用申請方法の確立 ② 相談窓口の機能強化 ③ 支援情報・活動内容のPR
(2) 民間事業者等の取組支援	① 都市公園の管理運営に関する官民連携 ② 事業提案・アイデアの募集
(3) 多様な主体との連携	① 様々な事業主体と連携した施策の展開 ② パークマネジメントを推進する体制の充実 ③ ガーデンツーリズムによる近隣市町との連携
基本方針4 育てる緑 ～協働による良好な緑地空間の維持管理～	
(1) 公有地の緑化	① 河川・水路の緑化 ② 道路空間の緑化 ③ 公共施設等の緑化
(2) 民有地の緑化	① 住居系の緑化 ② 商業業務系の緑化 ③ 工業系の緑化
(3) 緑化推進の仕組みづくり	① 緑化推進体制の充実 ② 維持管理・運営管理に関する地域への権限移譲
(4) 緑化活動の推進	① 各種団体等との連携による緑化推進 ② 緑に関する人材・団体の育成と登録・活用 ③ 緑のイベント・キャンペーンの開催



緑化重点地区

「緑の将来像」の早期実現を図るため、地区緑化の実現性及び緊急性、保全・利活用すべき良好な緑地の存在に着目し、緑化の推進を重点的に進めていく緑化重点地区を選定します。

● 沼津駅周辺地区 ●

緑化のテーマ：人が集い、憩い、安らぎ、交流する緑の創出

多くの人が行き交う都市の顔としての魅力を最大限に発揮できるよう、ヒト中心の魅力ある空間を創出するための緑やオープンスペースの確保と活用、質の高い広場空間の創出に取り組み、緑の付加価値を高め、美しく風格ある都市拠点の形成を目指します。

● 沼津港周辺地区 ●

緑化のテーマ：歴史と文化を保存・活用する緑の創出

千本松原等の歴史的な緑の保全と活用を図るとともに、駿河湾やクロマツ等との景観に調和した沼津港エリアの緑化を推進し、訪れる人が歴史や文化を感じながら散策できる回遊性の高い地区形成を目指します。

● 狩野川・香貫山周辺地区 ●

緑化のテーマ：豊かな自然環境と都市機能を活かした市民生活に身近な緑の創出

狩野川や香貫山の豊かな自然環境と、市役所・総合体育館・市民文化センター・中央公園等の都市機能とが連携した、多世代が日常的に利用することのできる市民生活に身近な緑の創出を目指します。

● 門池・岡宮周辺地区 ●

緑化のテーマ：門池を核とした潤いある緑の創出

地域コミュニティや門池周辺に立地する企業等との連携を図り、地域の魅力向上に繋がる門池公園の利活用促進等を通じて、門池の豊かな水辺空間を核とした良好な住環境を創出します。また、岡宮北土地区画整理事業の推進において、地域コミュニティと連携した公園整備と緑を活かした美しい景観形成を図ります。



沼津市 都市計画部緑地公園課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16-1
TEL 055-934-4795 FAX 055-934-2310
メールアドレス：ryokuti@city.numazu.lg.jp